



秋の火災予防運動

【令和6年11月9日(土)～15日(金)】



『守りたい 未来があるから 火の用心』

(全国統一防火標語)



この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り火災の発生を防止することにより、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に実施されます。消防本部では、「地震火災対策の推進」、「住宅防火対策の推進」を重点推進項目とし火災予防の更なる推進を図ります。



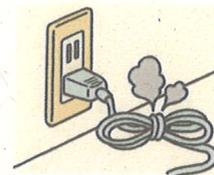
職場やお住まいの防火対策は万全ですか？



出火原因の上位は、1位「こんろ」、2位「電気機器」「配線」「たばこ」

令和5年中の本市における出火原因の上位は、こんろ(4件)、電気機器、配線、たばこ(各2件)です。火災を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- ・こんろ火災を防ぐため、使用時はその場を離れず、周りに燃えやすいものを置かない。また、こんろの火が衣服の袖口等に燃え移らないよう、注意をはらい、防災品のエプロン・アームカバーを使用しましょう。
- ・電気火災を防ぐため、電気製品を使用する前に取扱説明書を読み、正しく使用し、配線コードは束ねたり、家具などへの挟み込みに注意しましょう。
- ・コンセント部分に、ほこりが溜まらないよう、こまめに清掃しましょう。
- ・たばこの不始末に注意しましょう。



防火管理(責任)者を中心に再確認を！

一定規模以上の事業所等(マンション含む)では、防火管理者の選任と消防計画の作成が必要です。そのほかの事業所並びに各ご家庭についても火災が発生した場合の対応を話し合うなど、いざという時に備えましょう。また、出火防止対策についても確認しましょう。



避難経路の確認を！

階段、廊下、避難口、防火戸などの適切な維持管理は防火上非常に重要です。これらの付近に避難の障害となるものが置かれていないかを確認してください。また、非常口の位置や避難の経路を確認し、火災時の避難方法の再確認をお願いします。



消防訓練を実施しましょう

いざという時のため、日頃から消防訓練を実施しましょう。防火管理者が必要な事業所等では、消防計画に基づいた消火、避難及び通報訓練が義務付けられています。そのほかの事業所等についても消火器などの消防用設備等の設置位置を確認するとともに、取り扱い訓練を行なうなど出火対策に努めましょう。



火災予防広報のお願い

ポスター掲示、電光掲示板、店(社)内放送等による火災予防広報にご協力ください。

〈店(社)内放送例〉

- ・11月9日から15日まで全国一斉に秋の火災予防運動が実施されています。放火による火災を防ぐため、ゴミは収集日を守り、その日の朝に出しましょう。また、ダンボールなど燃えやすいものを放置しないようにしましょう。
- ・11月9日から15日まで全国一斉に秋の火災予防運動が実施されています。火の取扱いには十分注意し、お出かけ前、おやすみ前にもう一度火の元を確認しましょう。住宅用火災警報器は大切な命を守る機器です。本体や電池を定期的に点検しましょう。

〈電光掲示板広報の例〉

- ・ 秋の火災予防運動実施中
- ・ 住宅用火災警報器を設置し、定期的に点検しましょう
- ・ お出かけ前、おやすみ前には火の元を確認しましょう
- ・ 空気の乾燥時や強風時には火の取扱いに注意しましょう



乾燥・強風の季節、火災にご用心

要注意！！乾燥時・強風時の火の取扱い

例年、秋季から出火件数・損害額が増加します。原因としては、火気を使用する機会が増えるだけでなく、空気が乾燥し火災が発生しやすくなることや強風による火災の拡大等が考えられます。乾燥時や強風時には特に火の取扱いに注意し、屋外での火気の使用は控えるようにしましょう。



四季別出火状況(令和5年消防白書より)

住宅用火災警報器の点検・交換を

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品や電池の寿命などで、火災を感知しなくなることがあります。機器本体や電池を定期的に点検し、10年を目安に本体の交換をおすすめします。



火事にならなくてよかった！
住宅用火災警報器奏功事例

(茨木市消防本部 ホームページ)

火事にならなくてよかった 茨木市

検索



(問合先) 茨木市消防本部予防課 072-622-6950



住宅火災 いのちを守る 10のポイント



4つの習慣

- 1 **寝たばこ**は絶対にしない、させない。
- 2 **ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 **こんろ**を使うときは火のそばを離れない。
- 4 **コンセント**はほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く。



6つの対策

- 1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 2 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防火品**を使用する。
- 4 火災を小さいうちに消すために、**消火器**等を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。



消防署からののお知らせです

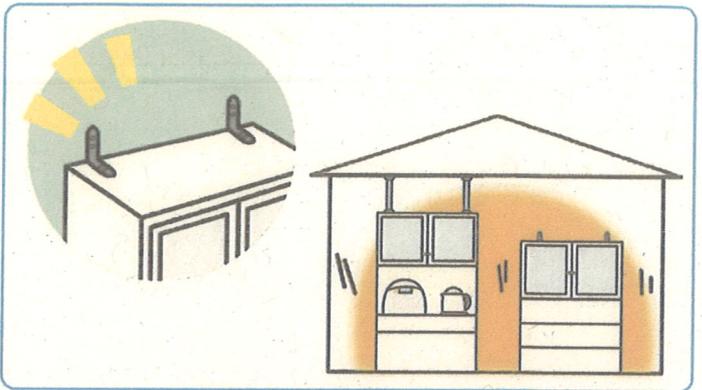
地震火災を防ぐポイント 地震火災対策きちんと出来ていますか？

事前の対策

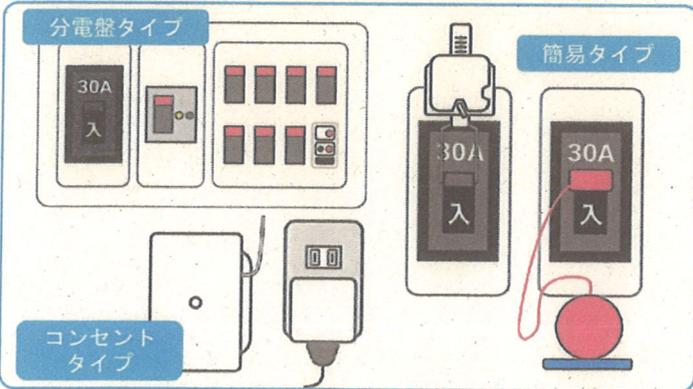
住まいの耐震性を確保しましょう



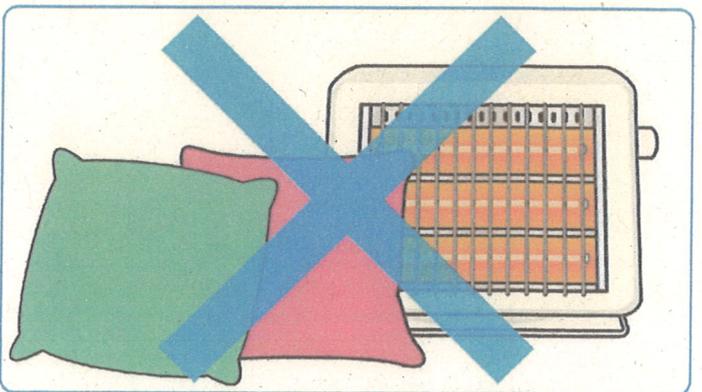
家具等の転倒防止対策（固定）を行きましょう



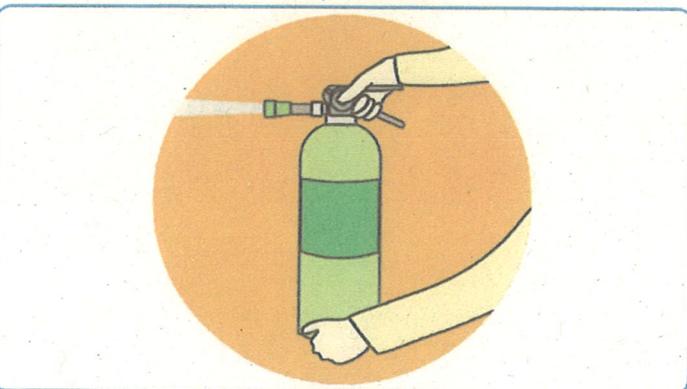
感震ブレーカーを設置しましょう



ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう



住宅用消火器等を設置し使用方法について確認しましょう



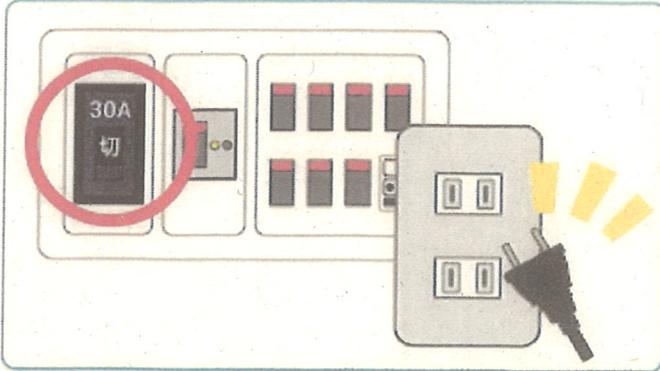
住宅用火災警報器を設置しましょう



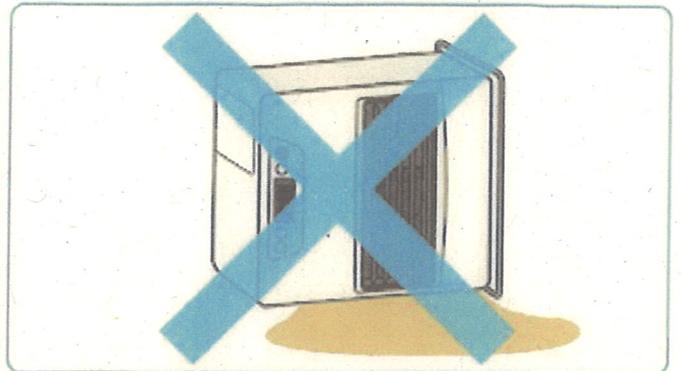
※交換の際は連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器へ交換しましょう。
※設置場所については市町村条例で定められています。

地震直後の行動

停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう
避難するときはブレーカーを落としましょう

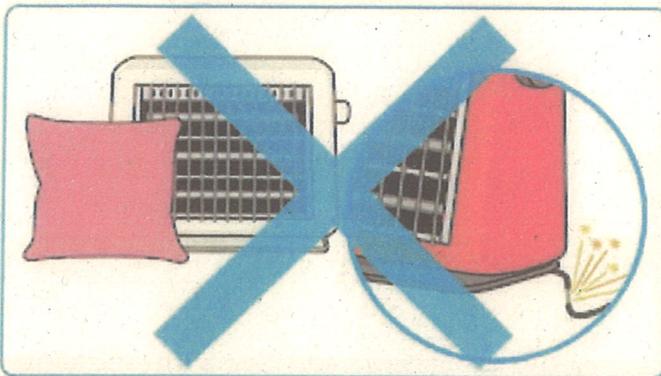


石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう

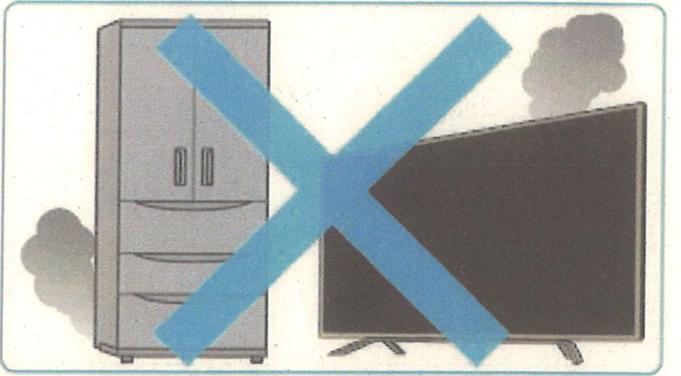


地震発生からしばらくして (電気やガスの復旧、避難からもどったら)

ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう



再通电後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう (煙、におい)



日頃からの対策

消防団や自主防災組織等へ参加しましょう



地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう



お問い合わせ先

茨木市消防本部予防課 072-622-6950